**介護認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスの特例利用に関する理由書について**

　居宅サービス計画作成にあたっては、短期入所サービスの利用日数が、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにすることになっています。

　しかし、利用者の心身の状況および本人、家族の意向に照らし、特に必要と認められる場合は、認定有効期間の半数を上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能とされています。

　東庄町では、介護給付適正化の観点から、短期入所サービスが認定有効期間のおおむね半数を超える理由について確認を行っています。つきましては、短期入所サービスの利用累計日数が認定有効期間のおおむね半数を超える場合には、「介護認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスの特例利用に関する理由書」を、関係書類を添えて東庄町に提出して下さい。

○提出書類

□介護認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスの特例利用に関する理由書

□第１表：居宅サービス計画書（１）

□第２表：居宅サービス計画書（２）

□第３表：週間サービス計画書

□サービス担当者会議の要点

※短期入所サービスの必要性について詳しく話した内容が記載されているものを提出してください。

※介護予防の場合は、支援計画書および支援評価表を提出してください。

○提出時期

　介護認定の有効期間ごとに、有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末まで

　例　　有効期間が平成３０年３月１日から平成３１年２月２８日までの方が、平成３０年４月１日から短期入所を毎日使用した場合

有効期間の半数は、３６５日÷２＝１８２．５日≒１８３日となり、短期入所サービスが１８

３日を超える利用が見込まれる月は平成３０年１０月です。

したがって９月末日までに申請することになります。

○留意事項

　短期入所生活介護における短期入所サービスの連続利用の上限は３０日です。３０日を超える利用については、保険給付対象外となります。